

議 事 日 程 (第 3 号)

令和4年12月9日(金曜日) 午後3時20分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第72号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)

議第73号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第74号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第75号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第76号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議第78号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第79号 遊佐町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の設定について

日程第 6 ※補正予算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 7 議第81号 遊佐小学校駐車場整備工事に係る請負契約の一部変更について

※人事案件の審議及び採決

日程第 8 議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命について

※発議案件の審議及び採決

日程第 9 発議第4号 まちづくり政策提言の提出について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	齋	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	池	田	与	四	也	君	
総務課長	佐	藤	光	弥	君	企画課長	渡	会	和	裕	君		
産業課長兼 農委事務局長	舘	内	ひろ	み	君	地域生活課長	太	田	智	光	君		
健康福祉課長	池	田		久	君	町民課長	後	藤	夕	貴	君		
会計管理者	伊	藤	治	樹	君	教 育 長	土	門		敦	君		
教育委員会	菅	原	三	恵	子	君	農業委員会 会 長	伊	原	ひ	と	み	君
教育課長							代 理						
選挙管理委員会 委 員 長	石	垣	ヒ	ロ	子	君	代表監査委員	本	間	康	弘	君	

☆

出席した事務局職員

事務局長 鳥海 広行 議事係長 船越 早苗 主任 友野 友

☆

本 会 議

議長（土門治明君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時20分）

議長（土門治明君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

また、説明員としては、農業委員会、佐藤充会長が所用により欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その

他全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

条例案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第77号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第78号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第78号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第79号 遊佐町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第79号 遊佐町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第80号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、補正予算審査の結果報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第72号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)ほか特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、那須正幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(那須正幸君)

令和4年12月9日

遊佐町議会

議 長 土 門 治 明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 那 須 正 幸

審 査 結 果 報 告 書

令和4年12月7日、定例会会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第72号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）

議第73号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第74号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第75号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第76号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）

2. 審査の結果及び意見

令和4年度遊佐町一般会計補正予算ほか、4件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案のとおり決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。
以上であります。

議 長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま各会計5件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議第72号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

それでは、議第72号 令和4年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第73号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第73号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決いたしま

す。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第74号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第74号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第75号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第75号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第76号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第76号 令和4年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)について採決いたします。

可否について、挙手しない者は否とみなします。

お諮りいたします。補正予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議に入ります。

日程第7、議第81号 遊佐小学校駐車場整備工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、私のほうから質疑をさせていただきたいと思います。

今回の予算につきましては、7月の臨時会でも提案があり、その追加ということでのお話でございました。7月の臨時会の前の全員協議会の中でもご説明をいただきましたが、できれば一緒にやってくださると議員の方々から、皆さんからの要望があったことありまして、今回開校前に全てこういった形で行っていただくことは本当にありがたいなと思っておりますので、ただその中で少し二、三点お聞きしたいところがありましたので、全員協議会の中でもお聞きをしましたが、その辺のところの確認をさせていただきます。

全面アスファルトということございまして、多分皆さんもご承知のとおりかと思いますが、図面のほうを見させていただきますと照明が2か所しかないのです。結構かなり広い駐車場でありまして、アスファルトとなるとやはり全面が暗くなります。冬期間雪があれば少し白くなって明るい感じはしますけれども、田んぼの中に周りに明かりがなくてその中のアスファルトとなりますと、やはり雨が降ったりするとなおさら暗くなるような感じがしますけれども、今回のアスファルト工事全面という形で、照明器具のほうが歩道のところ1か所と、それから北側のほうのちょうど中間あたりに1か所ということであります。本来であれば入り口から奥にあって、照明で手前のほうが見えるというのが理想ではありますが、その照明の件に関して追加という案件はなかったのかどうかその辺のところ、今後またそういったところの追加もあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

ただいまご意見いただきましたし、12月の2日の全員協議会の中でも貴重なご意見をいただいたというふうに思っております。今回の照明灯2基の設置につきましては、7月の臨時会のほうでも説明はさせていただきましたけれども、特に冬期間の夕暮れが早く、視認性が悪くなるということもあって、今回この工事ではポール一体型360度照明タイプの照明灯をLED灯として2基設置予定としておったものでございます。これまでのなかった現状からすれば、かなり視認性は高まるというふうに捉えております。ただ、今回このような形で整備はする計画でございますけれども、今後学校のほうでも下校指導などを行うこととしていきますし、今のご意見等も伺いながら、駐車場に限らずですけれども、なお現状もしっかりと踏まえつつも、関係機関とも連携を取りながら、場合によってはどこかで線引きは必要になるかと思っておりますけれども、できる方法での検討の余地はございます。必要に応じてその辺りは誠実に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 課長のほうからは対応していきたいというお話も伺いました。通常の登校時の下校の時間であれば、冬期間日が落ちて大体5時くらいになると暗くなる可能性はあるのですが、統合した小学校となりますとそのほかにスポーツクラブの利用があるかと思えます。スポーツクラブですと大体9時、9時半くらいの終了時間になるのかなという想定もできますけれども、その中で体育館からこちらの保護者が待つ駐車場まで来るとなると、周りも本当に暗くなって、特に道路の面にしか明かりがないとなると、駐車場から例えば雨降った、雪降ったときに、視界がないときに駐車場から、奥から出る車に関しては人の影がある程度の目的となるような形になりますので、やはりもう少し明るく、事故、けがのないように整えていただければ一番よろしいのかなと思ったところで述べさせていただいたところであります。

あともう一つ伺いたいののが、その駐車場全体囲む柵が、何かこちらの説明によりますと農道とレベルが、高さが同じになるということで、その境をつけるための柵ということでしたが、多分これは当初の7月の時点で分かっていたことではないかなと思われまます。何で今回のこの追加になったのか、当時は分からなかったのかということもちょっと質問させていただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

今回の変更にかけて、駐車場周辺へのただいまございました転落防止柵の設置について主な内容とさせていただきます。こちらにつきましては、対応としましては、駐車場の北面、東面、南面及び南西部分に転落防止柵、いわゆる格子状のフェンスを予定しておりますけれども、これを設置するものでございます。

理由につきましては、当初計画でいきますと誤進入対策としては一定取っておりますが、特に北面などは段差もあったものですから、ロープといった簡易的な仕切りを予定しておりました。ただし、しかしながら現地を踏んでいく中で、現場ともよく確認をした上で、ご意見等も踏まえて、特に南側の農道と駐車場のすりつけ部分がほぼ同じレベルとなって、南側、農道からの誤進入のおそれがあると。また、駐車場から容易に出ることができることで農耕車との事故等も懸念されることから、再度精査をしました結果、駐車場出入口以外は全て専用の転落防止柵を設置することとして、安全策をより強化したものでございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員、3問目ですので、まとめてください。

2番（那須正幸君） 今、課長からもご説明がありました。本来であれば当初からつけていただければ本当は一番ありがたかった。今回間に合いましたので、よかったかなと思っております。やはりその境というのはとても大切だと思いますので、先ほどの照明も含めてその農道との境というのはやはりフェンスとか照明とかで暗やみが分かるわけでありまますので、今回は周り一面つけていただくということでしたので、とてもよかったかなと思っております。ただ、冬期間ここはかなりの吹きさらしがありますので、通常遊佐町でいうまぶがかなりつくかと思われまます。ただ、除雪にもよりまますけれども、そのフェンスがど

ここにあるかも分からなくなる可能性もあって、よく雪で押しつけて壊れるということもありますので、そういった対策もしっかりと取っていただいて、安心、安全に駐車場を使っていただきますように、今後ともまた対策も含めてお願いをして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（土門治明君） これにて2番、那須正幸議員の質疑を終了いたします。

5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 昨日の常任委員会で教育課長からお話をお聞きしたわけですが、その場合は当然教育長はいらっしゃらないですし、また同席した議員も限られておりますので、あえて同じことですが、まずお聞きいたします。

今回の工事の一番の眼目は、やはり敷き砂利をなくして駐車場全部舗装するというのが最大の肝かなと思いますが、最初から当初の計画で全面舗装というのも当然理論上できたわけでありまして。それが結果としてなかったのが今提案されているわけでありまして、当初もし全面舗装でやった場合と、今改めて全面舗装に変更しますといったときを比べたときに、額はともかくとしてその工費の、要するに工賃、工事費のかかります増加というのが発生していなかったかと、しないのかということを確認したいと思います。例えば図面を多少なりとも引き直すということが、私は発生しないはずはないのかなとも思いますし、一旦前の図面引いているはずですので。あともろもろ、例えば通行止め期間が延長になったりもしますし、いわゆる諸経費等も含めて掛かり増しが発生するのではないかというふうに考えるわけですが、昨日の課長の話だとそれはないというお話でした。そこら辺改めてないということでもいいのか、それとも多少はあるかもしれないということなのか、そこら辺をいま一度お聞かせいただきたいと思えます。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

昨日も答弁させていただきましたけれども、工事費追加のことにつきましては、この工期延長ということもありますけれども、掛かり増し経費のほうは発生していないということを確認しております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） その理由については、推測ですが、ひょっとしたら業者の方がいわゆる勉強してくださったというのものもあるのかもしれないという私の推測を申し上げます。

その上で、スポーツマンである教育長にお尋ねをしたいと思います。そもそもこの最初の段階での議決が、議案書にありますとおり7月22日ということですので、もともとのプランの決裁ということに関してはひょっとしたら教育長はタッチしていないのかもしれないです。だけれども、だとしてもトップは交代したときに、前のトップがやったことは全て引き受けるのがトップだと思うのです、いいとか悪いとか関係なしに。そういうのがやっぱり包括承継トップのそれは宿命だと思います。そうした上で今回のことにつながるわけですが、先日の全員協議会の教育課長の説明、そして今の那須議員とのやり取りの中で、議員の指摘があったというお話、それによって今回工事の変更という趣旨の発言があったと思います。そこなのですから、確かにそうなのですが、私なりにもうちょっと考えた場合、それというのはきっかけだと思うのです。議員の指摘がきつ

かけだと思っております。根本的には、やはり特に舗装部分の扱いについては、これはやっぱり客観的に見れば、申し訳ないけれども、ミスイクだったのではないかと思っております。なので、スポーツマンである教育長にと言ったのですが、そういうミスがあった場合、そこは私は潔く認めて、ここは失敗だったと。だけれども、改めて出し直しをして何とか新小学校の統合に間に合うようにしたいとおっしゃったほうがよっぽどすっきりすると思っております。そうすれば我々も、確かに人間がやっているからそういうこともあるかもしれない。だけれども、頑張れば間に合いそうだから、我々もそこはいろいろ言いたいことあるけれども、賛成しようよというふうな方向に行くのではないかと思っております。ですので、やはりそこは確かに議員はいろいろ言います。でも、それはきっかけにすぎないのです。根本はやっぱり見誤りというのが私はあると思っておりますので、そこら辺スポーツマンたる教育長どういうふうに、私から言わせれば覚悟、それを議員に向けておっしゃっていただけるか、ちょっと注目しますので、よろしく申し上げます。

議長（土門治明君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） お答え申し上げます。

7月のことでございましたけれども、確かに敷き砂利の上に、そしてまた区画のためのロープを張って駐車場というふうなことでのご提案というふうなことで私も承知をしておりました。そのときに冬場の例えば除雪だとかいろんなことを想定した際に、安全上のことについてもご指摘がございました。その7月のときは夏でしたので、特に夏の場面については問題はないかなというふうに思っておりましたが、通年のことを考えますとやはり冬場のそういう大雪とか、あるいは寒さとか、そういうところを考えたときに舗装をしておいたほうが安全上もというようなことがございました。新遊佐小学校の開校を考えて、そして開校準備も大切ですが、開校してからもそれはもちろん大切だというふうなことは、私の中でも非常に重いウエートを占める部分ではあります。先ほどご指摘のように、前任者から受け取ったものにつきましては本当にそれは非常に重く、踏襲の部分もあれば、自分の立場で改革をすると、直すというところもあるとは思いますが、いわゆる新校を開校した後については敷き砂利より舗装のほうが当然安全面とかそういったことについても、それについては非常に前向きな、あるいは前進した考えであろうというふうなことで、当然お金のかかることではあるのですけれども、私としては非常に教育課、そして議員の皆様、統合後の円滑な学校運営、安全確保について、それにつきましては私も非常にありがたいご指摘だなというふうに思いました。予算上何とかなればというふうなところもありまして、私は非常にいい方向で進んでいるのではないかなというふうに思いました。これはスポーツマンというふうなことよりも、やはり子供たちのいわゆる安心、安全、そして保護者の皆様のそういったこと、いわゆる車での安全を考えれば、非常にありがたいことだなというふうに思っております。当然いつも予算と、そして発想、そして子供たち、そして保護者、先生方の安全を考えつつ、これからも包括的に考えを進めていきたいというふうに思っております。このたびはどうもありがとうございました。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 教育長という立場の中で、ぎりぎりの立場の中で、言葉を選びながら、そして教育長のご自身の言葉で今お話をいただいたと思います。スポーツマンシップというのは、多分教育長の私は最大の強みだと思うのですよ、その正々堂々、潔さ。ですので、そういう気概でぜひとも、まだ統合ま

で短いようで長い、いろいろありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 私からも質疑をさせていただきます。3問ですので、まとめてお願ひしたいと思います。

まずは、先ほどから7月22日の臨時会で提案された案件でありました。当然誰が考えても全面舗装するというのは普通でありまして、普通舗装したなら周りにフェンスを立てるというのは大体普通の工事でありまして、その工事をしないという話でした。まだ7月の22日の臨時会の議事録出ておりませんでしたので、中継がありますので、中継を聞いておりましたら、教育課長は最初必要なだけの施設にとどめるのだということと言い切っておりました。全ての議員がやったほうがいいのではないという話でありました。そのときの工期が今月20日になっておりました。そうすれば、その工期に間に合わせるとなれば、その駐車場の中央部分ですか、舗装するということがとっくにできていても何もおかしくないのですが、私もしっかり確認したわけございませんが、その上で周りを舗装するというのが補正からつながる、臨時議会での案件からつながる今の補正の流れです。それプラス周りにフェンスするというのが流れとしてあります。

この間の予算が5,170万円ということでありましたと。掛かり増しはないという話でありました。当初予算を見ますと、パイプラインの移設が737万円と。不動産鑑定が66万7,700円。駐車場の設計提案委託料という、私よく分からないのですが、これが24万2,000円ほど。それから、駐車場の工事实施計画業務委託料660万円ということで、工事費含めて足せば当初予算では6,600万円ほどになるのです。今の予算を見ると6,372万3,000円ということであります。当初予算よりオーバーしてありません。これは大したものだと私は思いますが、何で当初予算がその予算を確保していたのかにかかわらず、必要最小限度にするのだというふうに断言したのはどういう意図があったのかというふうに思います。中央のアスファルトの工事は当然できているはずだと思いますので、その確認をお願いします。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

今回の変更にあたりましては全体1,317万8,000円の増ということになりますけれども、直接工事費で743万4,176円、間接経費を含めて設計額で1,329万9,000円の増額ということで、この請け差も加味した金額で変更契約をするものでございます。

7月の臨時会段階でのお話もございました。開校に向けては、おかげさまで一定の経費をかけながらこのように、子供たちの安心、安全のために、そして安心して通学できるように、教育委員会も特別な思いを持って取り組んでまいったところでもございました。その計画の中で、開校準備委員会の中でも、財政事情にも勘案しつつも、委員会での総合的な判断の下で計画してまいったところでもございます。しかしながら、やはり優先すべきこと、安全、安心の視点で、先ほどもございました除雪の面も含めてのアフターケアの面で事業のやはり検討、精査を重ねさせていただきながら、より改善すべきことであろうという判断、やはり議員からのご意見も真摯に受け止めさせていただきながら、今回開校までできることを実施したい

という考えでこのように計画、計上させていただいております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

(「質問に答えていない」の声あり)

議長(土門治明君) 菅原課長、質問に答弁をお願いします。

(何事か声あり)

議長(土門治明君) 菅原教育課長。

教育委員会教育課長(菅原三恵子君) お答えをさせていただきます。

中央についての舗装のほうは、現在施工はほぼ施工している状況というふうに確認をしております。

以上でございます。

議長(土門治明君) 10番、高橋冠治議員。

10番(高橋冠治君) それでは、12月20日のその工期に間に合ったと。であれば、一応工事の検査を行うというふうになります。完成工事の検査、できていればやっているはずです。後でお答え願います。もしやっていないならやらない理由を、納得いくような理由をお示してください。

もう一つは、これ令和3年の5月26日に総務部会で駐車場確保について記載があるのですが、ここでは4,000平米ほどの用地を取得して150台ほど確保できる駐車場を造るのだというふうにこの委員会では検討内容の中にあります。150台と既存の駐車場71台、221台確保できるということで、先生方の駐車場の最大は43台を含めて405台と見られると。その221台という数字は何か分かりませんが、通常における駐車台数というふうに考えれば、最大で405台ができるので、54.6%の駐車は確保できるというお話を委員会でして、これが通ったのでしょうか。でも、次のときには、この間の説明会では102台という話をしておりましたので、減ったのかなというふうに思っておりました。先ほど教育課長が委員会で考えて総合的な判断と言いましたが、委員会で本当に皆さん委員集まって総合的な判断を実際にしたのか、しないのか。それはもう委員会でも、私は思うのですが、委員会傍聴も行ったのですが、ほぼほぼ原案は町が提示して、その意見をいただいております。これがずっとです、どの委員会も。総務委員会から何委員会もいろいろありますが、ほぼほぼです。よく委員会です承承いただいて、委員会の意向ですからと言われても、最初は町の意向なのです、みんな。それを委員会意向というふうに言われると、我々もなかなかそうですねという話になりますが、果たして先ほど委員会で総合的な判断をした上でこのような判断をしたというのが、これは果たしてしたのかなというふうに私は思っております。それが1つ。

それから、結局工期が来年の3月、年度末に延びたわけで、先ほどおっしゃっていたとおり、南側の道路と路面の高さが同じで、誤進入する可能性があるのだと、安全のためにフェンスをするのだということで、それはそれとして非常にいいのだと思います。ただ、私は先般の9月議会で遊佐小学校北側の、今ちょうど1メートル拡幅しております。2.5メートルの幅の大型バスが2台あそこで擦れ違うわけでありまして、それは当然かなと、ありがたいことだなというふうに思っています。ただ、不思議なのが、駐車場と農道が同じ高さで誤進入するおそれがあるので、フェンスを立てるのだという話でありましたが、遊佐小学校の敷地と道路は何もありません。この間は何で立てないのだという話をさせていただきましたが、昔からそうだからいいのだという話でした。私が言ったのは、高瀬小学校はあのおり川があって、誤進入する心配がないのだと。蕨岡小学校では、グラウンドあってフェンスあると。稲川もそうです。吹浦も

そうです。でも、遊佐は違うよねと言っても、昔からそうなのでという話でした。では、その駐車場の誤認で入ってくるのを恐れるのであれば、それより小学校から町道に誤って出るほうがずっと私は心配だと思います。なので、そのフェンス造る意味がよく私には分からないと。フェンスをつけるのであれば、小学校の敷地にもつけるべきだと私は思います。私の考えが間違っていたらあれですけども、普通に思います、普通に。都会の小学校、道路とフェンス何もない小学校なんてほぼほぼありません。私は、要は1メートル敷地が短くなって交通量が多くなる小学校の敷地の脇にフェンスぐらいはどうでしょうとこの間言ったわけで、何かあったときには困るのではないかという形で提案させていただいたのであります。まずは、先ほど言ったように完成検査しているのか。

そして、当初予算で今収まっています。であれば、何で最初からやらないのだと。やれやれと議員が言ったのに、いや、やらないと言った意味が私はよく分からぬと。多分教育課長だけの考えでやったわけではありませんよ、これは。だから、私も二十数年間議員やって、7月に補正出して、12月にまた補正出して、これ見たら既決予算と変わらない予算というのが、なかなか私の経験ではない。私は7月のときに、では必ず多分やるのだらうと、何かあるのだらうと、これ以上は言いませんが、あるのだらうと、そのうちまた出てくるのだらうと、出てきた際どういうような形で出るのかなというふうに思っていました。意外と早く出てきて驚いたところですが、その点をまず伺います。

議長（土門治明君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 先ほど来やり取りの中で、委員会で総合判断というお話が出ておりました。指名業者選定審査会の中で総合判断をさせていただいて、7月の臨時会の事件案件につながったということでありまして、審査会の中ではその事業内容の精査もさせていただいております。設計見積りの手法に問題ないとか、その金額なり事業内容に問題ないとか、そういったものを確認をして判断をさせてもらっておりました。そのときにも、もろもろの意見は確かに出たのです。全面舗装の話も確かに出ましたが、最終結果としてのそこでのやり取りの経過は省略しますが、ただ一、二点だけ、教育課長のほうからもありましたとおり、今回は規模が、それから事業が事業ということでもありまして、規模が大きいということと、ある意味目立つ案件であります。非常に重要な案件であります。これまでも小規模なものについては予算を計上はしたものの、その事業に取り組む過程において、つまり不用額を出す形で未執行、計画の変更によって未執行、事業内容の変更によって未執行というなことは間々あることであります。財政的な視点というようなことも当然加味させていただきました。よく真に必要な経費を予算化するという意味合いで財政運営の規律を保ってきたということで、今回も当初はそんな視点も大きく働いたということでもあります。

あと、よく審査会の中でも話題にしているのが、事業検証をしながら、その事業を細分化をして、その実態を見据えながら後年度に、いわゆる分割発注というような形で事業を送ろうというようなこともやっております。これは、産業経済界からの求めということもあります。そういったことも念頭置きながら総合判断をさせていただいたということで、言わば先ほども話出ておりましたけれども、必要な部分だけ施工をさせていただいて、利用状況、ニーズを確認してという当初の考え方から、5番議員からもありましたとおり、7月での多くの指摘をいただいて改めて精査をさせていただいたと。また、現場でも確認、学校の意向なども確認をさせていただいて今回の変更に及んだということでございます。

その他の案件については、教育課長から答弁してもらいます。

以上です。

議長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原三恵子君） お答えをいたします。

先ほど副町長からもございました。まずは、追加する分につきましても、安全、安心の点から、そこも現場を踏む中で必要という判断をさせていただいてこの件に至ったというところでございます。検査につきましても、まだ現状書類も含めて確認を取らせていただきたいと思いますので、その上で検査のほうも適正に執行したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 7月22日の臨時会のときは、我々に対してはもうしないのだと、これしかししないのだという意味の発言でしたよ、今日見ますと。なので、今副町長言った上に、既決予算はちゃんと十分にあるのですから、分割にしてほしいと言え、ああ、いいですよとなるのです。誰も私今、駐車場後から採決しますけれども、反対ではないのです。どうぞやってくださいと。ただ、予算があるので、ちゃんとした予算が当初予算についていて、それなのに予算を落としてまで中途半端な工事をするのだと。議会から、いや、やったほうがいいのではないと言われても、いや、最小限度で済ますのだといったときに何かおかしいわけで、先ほど私の質問に誰も答えてくれませんが、小学校の町道の脇のフェンスはないし、そうなれば、そっちにつけるのであればそっちもつけるべしと私は思います。なので、要は何か変なのです。予算があるのに何で使わないのと。

今、副町長言ったように、分割であれば業者も、1回でお金をもらっても今人がいないと。資材も上がっていると。後で分割にして、これは予算しているけれども、ここまでして後でまた発注し直させてくれと。今、物価高騰で、とつても今、年度当初の予算でどうなるか分からないし、業者も多分大変だろうと、人がいないし。では、12月の20日まで工事ができるかという、これは大変だと私は思います。なので、一向大変なのですから、今副町長が言ったように、そういうやり方もあるのだと。専門家集めた審議会で相談した結果そうだと。専門家は一緒にやったほうがいいという、これは誰だって思うわけ。どこに聞いても、私も聞いた、いろんな人。予算があるなら何でやらないかと。予算あるなら何でやらない、多分理由があるのだらうと。ちゃんとした理由があれば何も議会は反対しないし、私個人反対しません。どうぞやってくださいという話なので、いろいろな理由があるのですけれども、ただ不思議なところはそこだったのです。当初予算がちゃんとあるのに、落としてまでも中途半端な工事をする。そして、今やっぱりやりますと。議会があんなに言ったのに、いや、やりませんという話でしたので、だから何か不自然なのです。なので、その不自然は何かなということで今、課長だって大変なのです。重々分かります。助け船をした副町長も分かります、気持ちは。みんな分かるのです。反対はしませんが、どうもそこがすっきりしなくて私は質問したわけです。ただ、まずは工事にかかって開校前に完成するのは、私は大賛成です。ただ、そこはまた後で何なのだろうとは聞きますけれども、これ以上皆さんにはお聞きしません。

ただ、最後1つ。では、校舎と道路のフェンスどうするのだと。先ほど言ったように、駐車場と南側道路が一緒なので、危ないからフェンスをするのだといったときに、では私が9月議会で、町道拡幅して校

舎というか、敷地が1メートル中に入っていて、あそこちょっと段差が傾斜しています、少し。心配ないのですかと9月議会に聞いたとき、心配ないですと言ったので、ああ、そうか、では南側のフェンスだって、駐車場のフェンスだって造らなくてもいいわけなのだという疑問が残ったので、そこひとつ誰でもいいのでお聞きして、私の3問目ですので、終わります。

議長（土門治明君） 答弁ないようですので。

（何事か声あり）

議長（土門治明君） では、池田副町長。

副町長（池田与四也君） 前日もそうなのですが、本当にありがたいご指摘、ご助言をいただいたなと思っております、本当に。今回の提案に至ったということ、先ほど来の説明、答弁以上のものはございません。

最後のご意見についても、可能性がある限り、今回この案件通していただければ調整、どのように調整できるのかちょっと今思い浮かびませんが、ぎりぎりまで努力させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第81号 遊佐小学校駐車場整備工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第8、議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員、土門宏典氏の任期が令和4年12月31日に満了となるので、引き続き任命するため、提案するものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後4時22分）

休 憩

議長（土門治明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時29分）

議長（土門治明君） 議第82号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、先ほどの全員協議会の結果によりまして原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第9、発議第4号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

鳥海議会事務局長。

事務局長（鳥海広行君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもって第562回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和4年12月9日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 菅 原 和 幸

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一